

## 生活福祉資金（総合支援資金）貸付のご案内

### 貸付対象世帯

- ・生計中心者が失業（廃業、離職）し、ハローワークを通じて常用就職に向けた就職活動を行っており、次の①～⑦のすべてに該当する低所得世帯
  - ①生計中心者が失業して2年以内であること。
  - ②健康面に問題がなく、就労可能で求職活動を行っていること。
    - ※ハローワークで月4～5回の就職相談や応募を行っている実績があること。
    - ※医師から就労困難と診断されている方はご利用できません。
  - ③生活困窮者自立支援法に基づく相談機関（生活・就労支援センターかごしま）に相談を行っていること。
  - ④家賃が支払えない場合は、「生活・就労支援センターかごしま」にて「住居確保給付金」の申請中または受給中であること。
  - ⑤借入後に社会福祉協議会や関係機関の支援を受けることに同意し、自立した生活や返済が見込めること。
  - ⑥雇用保険（失業等給付）、年金、生活保護を含む公的給付や公的貸付を受けることができないこと。
    - ※公的給付の金額が少額であっても、受けられる（受けている）場合はご利用できません。
    - （公的給付の例：雇用保険、職業訓練給付金、老齢年金、障害年金、遺族年金、傷病（補償）年金、傷病手当金、休業（補償）給付、生活保護）
  - ⑦最終返済時の年齢が65歳未満であること。

ただし、次の世帯は貸付対象となりません。

- ・暴力団員がいる世帯
- ・過去に県社会福祉協議会から借入れをして、滞納や返済免除など完済していない世帯
- ・債務整理中（自己破産、任意整理、個人再生、特定調停）の方
- ・健康保険に未加入の世帯
- ・社会福祉協議会、民生委員や福祉事務所などの関わりを拒否する世帯

### 対象費用

#### ①生活支援費

- ・再就職活動期間に必要な生活費

#### ②住宅入居費

- ・敷金、仲介手数料などの入居に際して不動産管理会社に支払う費用
  - ※費用は不動産管理会社に直接振り込まれます。

#### ③一時生活再建費

- ・家具什器購入費用
  - ※従前の住宅で家具が備え付けとなっていたため、新たに購入の必要がある場合。

## 貸付条件

- ・ 貸付限度額 ①生活支援費：15万円／月（単身世帯）  
20万円／月（2人以上の世帯）
- ②住宅入居費：40万円
- ③一時生活再建費：60万円
- ・ 据置期間 最終貸付日から6か月
- ・ 返済期間 10年(120回)  
※返済開始から10年以内に借受人が65歳に達する場合は、  
65歳に達する前月までの期間
- ・ 連帯保証人 原則として1人必要  
※連帯保証人は、次の①～④のすべてに該当する方です。
  - ①18歳以上65歳未満の方
  - ②借入申込者と別住所、別生計の方
  - ③市町村民税が所得割課税の方（滞納がないこと）
  - ④原則として鹿児島県内に在住の方
- ・ 貸付利子 連帯保証人あり 無利子  
連帯保証人なし 年利1.5%
- ・ 延滞利子 年利3%  
※最終返済期限翌日から、残元金に対し日割り計算で発生します。  
※連帯保証人の有無は関係ありません。
- ・ 返済方法 分割払い  
※借入申込者名義の預金口座から口座振替

## 借入申請までの流れ

1. 「生活・就労支援センターかごしま」にて、相談を行います。  
【生活・就労支援センターかごしまへのお問い合わせ】  
住所：鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所東別館1階  
電話：099-803-9521
2. 市社会福祉協議会で「就職活動証明書」の用紙を受け取り、ハローワーク窓口にて就職活動状況の証明を受けます。
3. 市社会福祉協議会に「就職活動証明書」を提出し、十分な就職活動実績があると判断されたら、借入申込書類を受け取り、申込手続きの説明を受けます。
4. 必要書類をご準備し、市社会福祉協議会窓口に提出します。
5. お住まいの地域の担当民生委員と面談を行い、借入申込書に民生委員の署名捺印をもらいます。
6. 市社会福祉協議会に借入申込書を提出します。
7. 県社会福祉協議会が審査を行い、貸付決定（却下）通知が郵送で届きます。貸付決定の場合、借用書が同封されています。

8. 借用書に借受人（借入申込者）、連帯借受人、連帯保証人がそれぞれ直筆で、署名し、実印を押します。
9. 借用書を県社会福祉協議会へ郵送にて提出します。

※市社会福祉協議会が必要書類をすべて受理してから、ご入金まで3～4週間を目安としています。

## 必要書類

### 【申込者に関する書類】

#### <生活支援費>

- 生活福祉資金借入申込書
- 生活福祉資金(総合支援資金)借入申込みに当たっての留意事項(同意書)
- 個人情報の取扱いについて(同意書)
- 生活福祉資金借入誓約書
- 世帯自立計画書
- 借入申込み時・資金交付時・返済開始時の家計(月)の収支状況
- 口座振替依頼書

※窓口にて配布

※事前に金融機関窓口にてお手続きが必要です。

※取扱金融機関：鹿児島銀行、ゆうちょ銀行、鹿児島信用金庫、JAバンク

- ハローワークカード
- 就職活動証明書（ハローワークにて記入）
- 住居確保給付金支給決定通知書（生活・就労支援センターにて発行）
- 住民票（同居家族全員記載、本籍地記載）
- 最新年度の「市民税・県民税 所得額・課税額証明書」
- 最新年度の「市民税・県民税 納税証明書」※非課税世帯の場合は必要ありません。
- 印鑑登録証明書 ※発行には印鑑登録証(カード)が必要です。
- 実印(印鑑登録されている印)
- 顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 健康保険証
- 申込者名義の通帳

※口座振替依頼書に記入した金融機関、口座番号の通帳をご準備ください。

※貸付金の口座振込および返済金の口座振替に使用する口座となります。

#### <住宅入居費>

- 賃貸契約を締結するために必要な経費の見積書

#### <一時生活再建費>

- 家具什器費の見積書

**【連帯保証人に関する書類】**

- 生活福祉資金借入申込書
- 個人情報の取扱いについて（同意書）
- 生活福祉資金借入誓約書
- 連帯保証人の責務
- 住民票（連帯保証人のみ、本籍地記載）
- 最新年度の「市民税・県民税 所得額・課税額証明書」
- 最新年度の「市民税・県民税 納税証明書」
- 印鑑登録証明書

} ※申込者と共通用紙に記入

**【世帯状況により必要となる書類】**

- 各種ローン、キャッシングなどの残高証明書または返済計画表の写し
- 分納計画書の写し（市民税、国保税、介護保険料などの滞納がある場合）
- 直近の給与明細（同居者に就労者がいる場合）
- 障害者手帳の写し
- その他、県社会福祉協議会が必要と判断した書類

( )

**相談・申請に関するお問い合わせ**

〒892-8677

鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所別館3階

(社福)鹿児島市社会福祉協議会 福祉資金課

開所時間：月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

8：30～12：00、13：00～17：15

電 話：099-223-0704

**審査・返済に関するお問い合わせ**

〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内

(社福)鹿児島県社会福祉協議会 生活支援部

電 話：099-214-3701